

令和 8 年 6 月

北九州市議会定例会議案

付 議 議 案

議案番号	件 名	ページ
議案第 69号	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	… 1
議案第 70号	北九州市印鑑条例の一部改正について	… 37
議案第 71号	北九州市市税条例の一部改正について	… 41
議案第 72号	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 69
議案第 73号	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約の一部変更について	… 72
議案第 74号	市道路線の認定、変更及び廃止について	… 74
議案第 75号	令和8年度北九州市一般会計補正予算について	別 冊

議案第69号

北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

北九州市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分した。

令和8年6月4日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専決第2号

専決処分書

地方税法の一部改正に伴い、北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 22 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和 38 年北九州市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 3 項中「以下本項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 22 条の 3 第 3 項第 1 号の表以外の部分中「掲げる金額（以下この項）を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第 86 条第 2 項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から 48 万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第 3 号）」に改める。

第 64 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第 64 条第 2 項を削り、同条第 3 項本文中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 1 項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 64 条の 2 第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 64 条の 2 第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 64 条の 4 の見出し及び同条各号列記以外の部分中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 64 条の 5 から第 64 条の 9 までを削る。

第 65 条を次のように改める。

第 65 条 削除

第 66 条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「種別割」を「軽自動車税

」に改める。

第67条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第69条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第70条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項本文及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第71条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第72条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分、第2項各号列記以外の部分及び第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条第2項前段中「第64条第3項ただし書」を「第64条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第64条第3項ただし書」を「第64条第2項ただし書」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第74条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「道路運送車両法」の次に「（昭和26年法律第185号）」を加え、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

付則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「付則第7条の3の2第1項」を「付則第7条の3第1項」に改め、同条を付則第7条の3とする。

付則第7条の6第2項の表以外の部分中「掲げる金額」の次に「と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額」を加える。

付則第9条の2第3項中「附則第15条第14項本文」を「附則第15条第13項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条

第 2 2 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 1 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 2 号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 4 号」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 2 8 項」を「附則第 1 5 条第 2 7 項」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 1 項」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 3 6 項」を「附則第 1 5 条第 3 5 項」に改め、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 4 0 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改め、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 4 1 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に改める。

付則第 9 条の 3 第 7 項各号列記以外の部分中「附則第 1 2 条第 1 9 項」を「附則第 1 2 条第 2 0 項」に改め、同条第 8 項第 4 号中「附則第 1 2 条第 2 3 項各号」を「附則第 1 2 条第 2 4 項各号」に改め、同項第 6 号中「附則第 1 2 条第 2 4 項」を「附則第 1 2 条第 2 5 項」に改め、同条第 9 項第 5 号中「附則第 1 2 条第 3 1 項」を「附則第 1 2 条第 3 2 項」に改め、同条第 1 1 項第 5 号中「附則第 1 2 条第 3 1 項」を「附則第 1 2 条第 3 2 項」に改め、同条第 1 4 項各号列記以外の部分中「附則第 1 2 条第 1 9 項」を「附則第 1 2 条第 2 0 項」に改める。

付則第 9 条の 4 の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 7 条第 3 項の規定による認定に係る通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 4 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 1 7 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 2 0 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかを別

付則第17条の3第3項第2号中「、付則第7条の3の2第1項」を削り、「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第17条の4第3項第2号中「、付則第7条の3の2第1項」を削り、「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第20条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

付則第21条第3項第2号中「、付則第7条の3の2第1項」を削り、「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第22条第5項第2号中「、付則第7条の3の2第1項」を削り、「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第23条第2項第2号中「、付則第7条の3の2第1項」を削り、「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第24条の2第2項第2号中「、付則第7条の3の2第1項」を削り、「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第26条中「及び付則第7条の3の2」を削り、「付則第7条の3第1項」を「同条第1項」に改め、「「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6

項」と、付則第7条の3の2第1項中」を削り、「東日本大震災の被災者等に
係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項」を「東日本大震災
の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2
9号）第13条第1項」に改め、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5
条の4第5項」に改める。

付則第27条第5項各号列記以外の部分並びに同項第2号及び第4号中「附
則第56条第13項」を「附則第56条第12項」に改め、同条第6項中「附
則第56条第13項」を「附則第56条第12項」に改め、同条第7項各号列
記以外の部分並びに同項第2号及び第4号中「附則第56条第14項」を「附
則第56条第13項」に改め、同条第8項中「附則第56条第14項」を「附
則第56条第13項」に改める。

付則第27条の2から付則第27条の6までを削る。

付則第28条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項の表以外の部分中
「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の
規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」
を削り、同条第2項の表以外の部分中「令和4年4月1日から令和8年3月3
1日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」
を削り、同条第3項の表以外の部分中「法第446条第1項第3号」を「同
項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1
日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令
和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

付則第29条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を
削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項から第4項ま
での規定中「の種別割」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の北九州市市税
条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和
8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定
資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地
方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による
改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定す

る特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第23条第1項において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下本項及び次項並びに第23条第1項において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除</p>

新	旧												
<p>措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第3号において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <table border="1" data-bbox="475 1160 536 2056"> <tr> <td>(2)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第64条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。</p>	(2)	略	(3)	略	4	略	<p>後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <table border="1" data-bbox="475 156 536 1048"> <tr> <td>(2)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第64条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し当該三輪以上の軽自動車の取得者に環状性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p>	(2)	略	(3)	略	4	略
(2)	略												
(3)	略												
4	略												
(2)	略												
(3)	略												
4	略												
<p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第64条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保</p>	<p>2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第64条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保</p>												

新	旧
<p>している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、<u>軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、<u>軽自動車税を課する。</u></p> <p>(<u>軽自動車税の課税免除</u>)</p> <p>第64条の4 次に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税を課さない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者</u>（以下この節において「<u>三輪以上の軽自動車の取得者</u>」という。）又は<u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等</u>（以下この項において「<u>販売業者等</u>」という。）が、その製造により取得した<u>三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、<u>環境性能割を課する。</u></u></p> <p>4 <u>法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、<u>環境性能割を課する。</u></u></p> <p>(<u>種別割の課税免除</u>)</p> <p>第64条の4 次に掲げる軽自動車等に対しては、<u>種別割を課さない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>

新	旧
	<p><u>(環境性能割の課税標準)</u> 第64条の5 <u>環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u> 第64条の6 <u>次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p>(1) <u>法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u> <u>の規定の適用を受けるもの</u> <u>100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u> <u>の規定の適用を受けるもの</u> <u>100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの</u> <u>100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u> 第64条の7 <u>環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u> 第64条の8 <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)</u> <u>は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則</u></p>

新	旧
<p>第65条 削除</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第67条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>(軽自動車税の徴収の方法)</p>	<p>第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第64条の9 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、状況により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第65条 市長は、第72条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、その取得者に対して課する環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(種別割の賦課期日及び納期)</p> <p>第67条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>(種別割の徴収の方法)</p>

新	旧
<p>第69条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。 (軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第70条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書に記載した事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しな</p> <p>4 略</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p>	<p>第69条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。 (種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第70条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書に記載した事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しな</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しな</p> <p>4 略</p> <p>(種別割に係る不申告等に関する過料)</p>

新	旧
<p>第71条 略 (<u>軽自動車税の減免</u>)</p> <p>第72条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は使用者に対して課する<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする年度、期別及び税額並びに次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等</u>)</p> <p>第73条 略</p> <p>2 第64条第2項ただし書、第64条の3及び第64条の4第2号の規定によって、<u>軽自動車税</u>を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の呈示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が第64条第2項ただし書、第64条の3及び第64条の4第2号の規定によって<u>軽自動車</u></p>	<p>第71条 略 (<u>種別割の減免</u>)</p> <p>第72条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は使用者に対して課する<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする年度、期別及び税額並びに次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等</u>)</p> <p>第73条 略</p> <p>2 第64条第3項ただし書、第64条の3及び第64条の4第2号の規定によって、<u>種別割</u>を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の呈示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が第64条第3項ただし書、第64条の3及び第64条の4第2号の規定によって<u>種別割</u>を課され</p>

新	旧
<p>車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また、同様とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。</p> <p>7～9 略</p> <p>(軽自動車税の納税証明書の交付)</p> <p>第74条 市長は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車(以下この条において「検査対象軽自動車等」という。)について、現に軽自動車税の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものである場合においては、当該検査対象軽自動車等に係る軽自動車税の納税義務者の申請によって、その旨を証する証明書を納税義務者に交付する。</p> <p>付 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年度の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条第1項において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年であ</p>	<p>ないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また、同様とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。</p> <p>7～9 略</p> <p>(種別割の納税証明書の交付)</p> <p>第74条 市長は、道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車(以下この条において「検査対象軽自動車等」という。)について、現に種別割の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものである場合においては、当該検査対象軽自動車等に係る種別割の納税義務者の申請によって、その旨を証する証明書を納税義務者に交付する。</p> <p>付 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年度の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条第1項において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年であ</p>

新	旧
<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><u>第7条の3</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、<u>法附則第5条の4第5項</u>(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>る場合に限る。)において、<u>法附則第5条の4第6項</u>に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 <u>前項</u>の規定の適用がある場合における第23条第1項の規定の適用については、<u>同項中「法第314条の8」とあるのは、「付則第7条の3第1項並びに法第314条の8」とする。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、<u>同項</u>の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p><u>第7条の3の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、<u>前条第1項</u>の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

新	旧
<p>2 前項の規定の適用がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3第1項」とする。 (個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例による控除額)</p> <p>第7条の6 略</p> <p>2 前項の申告特例控除額は、第22条の3第3項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第20条第2項に規定する課税総所得金額から第22条の2第1号アに掲げる金額と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第13項本文に規定する条項で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条項で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第20項に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第21項第1号に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第21項第2号に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3の2第1項」とする。 (個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例による控除額)</p> <p>第7条の6 略</p> <p>2 前項の申告特例控除額は、第22条の3第3項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第20条第2項に規定する課税総所得金額から第22条の2第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第14項本文に規定する条項で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条項で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第21項に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第22項第1号に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第22項第2号に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。</p>

新	旧
<p>。 7 法附則第15条第21項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>。 8 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>。 9 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>。 10 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</p> <p>12 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>13 法附則第15条第24項第4号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>20 略</p>	<p>。 7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>。 8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>。 9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>。 10 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</p> <p>12 法附則第15条第25項第3号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>13 法附則第15条第25項第4号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>20 略</p>

新	旧
<p>2 1 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第9条の3 略 2～6 略 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る同項に規定する耐震改修(以下この項及び第9項において「耐震改修」という。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る同条第4項に規定する居住安全改修工事(以下この項において「居住安全改修工事」という。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略 (4) 令附則第12条第24項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p>	<p>2 1 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第9条の3 略 2～6 略 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る同項に規定する耐震改修(以下この項及び第9項において「耐震改修」という。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る同条第4項に規定する居住安全改修工事(以下この項において「居住安全改修工事」という。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略 (4) 令附則第12条第23項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p>

新	旧
<p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等（以下この項及び第10項において「熱損失防止改修工事等」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定す</p>	<p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等（以下この項及び第10項において「熱損失防止改修工事等」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定す</p>

新	旧
<p>る補助金等 (6) 略</p> <p>1 2 略</p> <p>1 3 略</p> <p>1 4 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第18項に規定する補助（以下この項において「耐震改修補助」という。）に係る補助金確定通知書の写し、耐震改修補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用を証する書類、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る書面の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第9条の4 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事（以下この条において「利便性等向上改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化</p>	<p>る補助金等 (6) 略</p> <p>1 2 略</p> <p>1 3 略</p> <p>1 4 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第18項に規定する補助（以下この項において「耐震改修補助」という。）に係る補助金確定通知書の写し、耐震改修補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用を証する書類、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る書面の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第9条の4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事（以下この条において「利便性等向上改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による認定に係る通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第4</p>

新	旧
<p>基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) ～ (6) 略</p> <p>（上場株式会社等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」及び付則第7条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第17条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条の3第1項中「所得割の額」及び付則第7条の3の3第1項中「所得割の額」並びに付則第17条の3</p>	<p>9号) 第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 家屋が令第12条の2に規定する特別特定建築物のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) ～ (6) 略</p> <p>（上場株式会社等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第17条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3の3第1項中「所得割の額」及び付則第7条の3の3の2第1項中「所得割の額」並びに付則第7条の3の3の2第1項中「所得割の額」</p>

新	旧
<p>るのは「所得割の額並びに付則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略 (読替規定)</p> <p>第20条 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額及び付則第21条第1項の規定による市</p>	<p>と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略 (読替規定)</p> <p>第20条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第</p>

新	旧
<p>所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式会社等及び上場株式会社等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第23条第1項に規定する一般株式会社等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第23条第1項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>得割の額並びに付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式会社等及び上場株式会社等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第23条第1項に規定する一般株式会社等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第23条第1項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

新	旧
<p>(3)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)</p>	<p>(3)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)</p>

新	旧
<p>条第12項第3号イからホまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しな れなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法附則第56条第12項の規定の適用を受けようとする土地（次号におい て「特例適用土地」という。）の所在、地番、地目及び地積</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法附則第56条第12項に規定する対象区域内住宅用地（次号において「 対象区域内住宅用地」という。）の地積</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>6 法附則第56条第12項の規定の適用を受ける土地に係る当該土地に新たに固定 資産税が課されることとなった年度、翌年度及び翌々年度の各年度分の固定資産税 については、第62条の2の規定は適用しない。</p> <p>7 法附則第56条第13項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の 属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24 条第12項第4号イからホまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しな れなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法附則第56条第13項の規定の適用を受けようとする家屋（次号におい て「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附 則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合にあっては 、付則第9条の3第4項第2号又は第6項第2号に掲げる事項）</p>	<p>条第12項第3号イからホまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しな れなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法附則第56条第13項の規定の適用を受けようとする土地（次号におい て「特例適用土地」という。）の所在、地番、地目及び地積</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法附則第56条第13項に規定する対象区域内住宅用地（次号において「 対象区域内住宅用地」という。）の地積</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>6 法附則第56条第13項の規定の適用を受ける土地に係る当該土地に新たに固定 資産税が課されることとなった年度、翌年度及び翌々年度の各年度分の固定資産税 については、第62条の2の規定は適用しない。</p> <p>7 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の 属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24 条第12項第4号イからホまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しな れなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋（次号におい て「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附 則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合にあっては 、付則第9条の3第4項第2号又は第6項第2号に掲げる事項）</p>

新	旧
<p>(3) 略</p> <p>(4) 法附則第56条第13項に規定する対象区域内家屋（次号において「対象区域内家屋」という。）の床面積</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>8 法附則第56条第13項の規定の適用を受ける家屋に係る固定資産税については、付則第9条の3第1項から第6項までの規定は適用しない。</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 法附則第56条第14項に規定する対象区域内家屋（次号において「対象区域内家屋」という。）の床面積</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>8 法附則第56条第14項の規定の適用を受ける家屋に係る固定資産税については、付則第9条の3第1項から第6項までの規定は適用しない。</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u></p> <p>第27条の2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、次条の規定を除くほか、第1章第2節の規定にかかわらず、福岡県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p>2 <u>福岡県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受け三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>3 <u>福岡県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第27条の4の規定により読み替えられた第64条の8第1項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実</u></p>

新	旧
	<p> <u>が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u> </p> <p> <u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> </p> <p> <u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u> </p> <p> <u>第27条の3 市長は、当分の間、第65条の規定にかかわらず、福岡県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> </p> <p> <u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u> </p> <p> <u>第27条の4 第64条の8の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「福岡県知事」とする。</u> </p> <p> <u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u> </p> <p> <u>第27条の5 市長は、福岡県知事が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として福岡県に交付する。</u> </p>

新	旧																						
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第27条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の6の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="438 145 614 616"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の6 (第3号に係る部分に限る。)</p> <p>の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第28条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定 (次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1157 145 1204 616"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が発令4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	略	略	<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第27条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の6の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="438 145 614 616"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の6 (第3号に係る部分に限る。)</p> <p>の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第28条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車</p> <p>が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定 (次項</p> <p>及び第3項において「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して14</p> <p>年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66条の規定の適</p> <p>用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は</p> <p>、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1157 145 1204 616"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定</p> <p>の適用については、当該軽自動車が発令7年4月1日から令和10年3月31日ま</p> <p>での間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	略	略
第1号	100分の1	100分の0.5																					
第2号	100分の2	100分の1																					
第3号	100分の3	100分の2																					
略	略																						
第1号	100分の1	100分の0.5																					
第2号	100分の2	100分の1																					
第3号	100分の3	100分の2																					
略	略																						

新	旧						
<p>属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>	<p>する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>						
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車に限り、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>						
<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車に限り、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>	<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車に限り、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>						
<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第29条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に限り、三輪以上の軽自動車に法</p>	<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <table border="1" data-bbox="1136 152 1257 1070"> <tr> <td>第66条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> </table> <p>第29条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に限り、三輪以上の軽自動車に法</p>	第66条第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円
第66条第2号ア	3,900円	3,000円					
	6,900円	5,200円					

新	旧
<p>0 条の2 第1 項に規定する窒素酸化物排出量等基準につき前条第2 項又は第3 項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第3 0 条の2 第1 項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第6 7 条第2 項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等をした者が偽りその不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報や接又は間接に提供した者の偽りその不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人等が賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第7 0 条及び第7 1 条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに1 0 0 分の3 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 第2 項の規定の適用がある場合における第9 条の規定の適用については、同条中「納期限後」とあるのは、「納期限（付則第2 9 条第2 項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とする。以下この条において同じ。）後」とする。</p>	<p>附則第3 0 条の2 第1 項に規定する窒素酸化物排出量等基準につき前条第2 項から第4 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第3 0 条の2 第1 項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第6 7 条第2 項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等をした者が偽りその不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報や接又は間接に提供した者の偽りその不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人等が賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第7 0 条及び第7 1 条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに1 0 0 分の3 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 第2 項の規定の適用がある場合における第9 条の規定の適用については、同条中「納期限後」とあるのは、「納期限（付則第2 9 条第2 項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の種別割の納期限とする。以下この条において同じ。）後」とする。</p>

議案第70号

北九州市印鑑条例の一部改正について

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、特定在留カード等により印鑑登録証明書の交付を申請できるようにするため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

北九州市印鑑条例（昭和３８年北九州市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第１４条の２第１項第１号中「いい」を「いう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に改め、同項第２号中「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に改める。

付 則

この条例は、令和８年６月１４日から施行する。ただし、第１４条の２第１項第２号の改正規定は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(通信端末機器による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 前条第2項の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げる方法を用いて、店舗等に設置されている証明書等を発行する機能を有する通信端末機器（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されたものに限る。）により、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。</p> <p>(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード利用利用者電子証明書が記録されているものに限る。）を利用する方法</p> <p>(2) 移動端末設備（電子通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備利用者電子証明書</p>	<p>(通信端末機器による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 前条第2項の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げる方法を用いて、店舗等に設置されている証明書等を発行する機能を有する通信端末機器（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されたものに限る。）により、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。</p> <p>(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード利用利用者電子証明書が記録されているものに限る。）を利用する方法</p> <p>(2) 移動端末設備（電子通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備利用者電子証明書</p>

新	旧
<p>2 略</p> <p>証明書が記録されているものに限る。) を利用する方法</p>	<p>2 略</p> <p>証明書が記録されているものに限る。) を利用する方法</p>

議案第 7 1 号

北九州市市税条例の一部改正について
北九州市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における寄附金税額控除の特例控除額の定額上限を設ける等のため、関係規定を改める必要がある
ので、この条例案を提出する。

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第22条の3第3項各号列記以外の部分中「（当該金額が当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と154万4,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第26条第1項ただし書中「及び第27条の3第1項」を「並びに第27条の3第1項第2号及び第3号並びに第2項第4号」に改める。

第27条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第27条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号に

において同じ。) (退職手当等(第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第27条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第51条中「または」を「又は」に改め、「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

付則第6条の3中「から令和9年度まで」を「以後」に、「第4条第5項第3号」を「第4条第9項第3号」に、「及び同項第4号」を「、同項第4号」に、「一般用医薬品を」を「一般用医薬品及び同法第2条第17項第3号に掲

げる医薬品を」に改め、「支払った場合」の次に「（同項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払った場合に限る。）」を加える。

付則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

付則第7条の4各号列記以外の部分中「（当該金額が当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と15万4,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

付則第7条の5中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の市民税についての第22条の3第1項及び第3項並びに前条の規定の適用については、当分の間、第22条の3第3項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

付則第8条中「平成50年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84

． 95分の5．05」と、「80分の10」とあるのは「79．9分の10．1」と、「70分の20」とあるのは「69．8分の20．2」と、「67分の23」とあるのは「66．77分の23．23」と、「57分の33」とあるのは「56．67分の33．33」とする。

付則第9条の2第10項中「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第12項中「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第13項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同条に次の1項を加える。

22 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第15条の5第1項及び第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

付則第15条の7第1項各号列記以外の部分中「令和11年3月31日」を「令和13年3月31日」に改め、「課する固定資産税の税率」を削る。

付則第21条の2第1項各号列記以外の部分中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項前段中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に改め、同項後段中「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第23条の3第1項中「同項第4号」を「同条第5項第4号」に、「同項第6号」を「同条第5項第6号」に、「次項において「特定非課税累積投資契約」を「以下この条において「特定非課税累積投資契約」に、「同条第1項」を「同法第37条の14第1項」に、「附則第18条の6の2第3項」を「

附則第18条の6の2第4項」に改め、同条第2項中「同項第5号」を「同条第5項第5号」に、「同項第7号」を「同条第5項第7号」に、「同項第8号」を「同条第5項第8号」に、「この項において同じ」を「この条において同じ」に、「この項において「払出し時の金額」を「この条において「払出し時の金額」に改め、同条に次の2項を加える。

3 非課税口座及び租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する市民税の所得割の納税義務者の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、次に定めるところにより、市民税に関する規定を適用する。この場合には、令附則第18条の6の2第4項で定めるところにより、第1号から第3号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(1) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。

(2) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該市民税の所得割の納税義務者への返還（租税特別措置法施行令第25条の13第31項で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第4号において同じ。）があった非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があった時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。

(3) 契約不履行等事由の基因となった非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に

従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。

(4) 第2号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があった時に、その時における払出し時の金額をもって当該移管又は返還による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

(5) 第3号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があったものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によって算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第22条の3第3項各号列記以外の部分の改正規定、同項にただし書を加える改正規定、第26条第1項ただし書の改正規定、第27条の2第1項第2号及び同条第5項の改正規定、第27条の3第1項の改正規定、同条第5項の改正規定、同項を同条第6項とする改正規定、同条第4項の改正規定、同項を同条第5項とする改正規定、同条第3項を同条第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、付則第6条の3の改正規定（第3号に掲げる改正規定を除く。）、付則第7条の3第1項の改正規定、付則第7条の4各号列記以外の部分の改正規定、同条にただし書を加える改正規定、付則第23条の3第1項及び第2項の改正規定並びに同条に2項を加え

る改正規定並びに次条第1項から第3項までの規定 令和9年1月1日
(2) 第51条の改正規定(「または」を「又は」に改める部分を除く。

)及び付則第3条第1項の規定 令和9年4月1日

(3) 付則第6条の3の改正規定(「第4条第5項第3号」を「第4条第9項第3号」に改める部分に限る。) 規則で定める日

(4) 付則第7条の5の改正規定、同条に1項を加える改正規定、付則第8条の改正規定、同条に1項を加える改正規定、付則第21条の2第2項の改正規定(「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)

及び同条に1項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(個人市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の北九州市市税条例(次項及び第3項において「令和9年1月新条例」という。)第22条の3第3項及び付則第7条の4の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和9年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和9年1月新条例第27条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する令和9年1月新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した前条第1号に掲げる規定による改正前の北九州市市税条例第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 令和9年1月新条例付則第7条の3の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同

条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 4 前条第4号に掲げる規定による改正後の北九州市市税条例(以下この項において「令和10年1月新条例」という。)付則第21条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行う令和10年1月新条例付則第21条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の北九州市市税条例第51条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び次条において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の北九州市市税条例付則第15条の5の規定は、同条に規定する要件に該当する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地並びに償却資産が令和8年4月1日からこの条例の施行の日までの間に取得された場合についても適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の100分の20に相当する金額と15万4,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>(市民税の申告等)</p> <p>第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）</p> <p>、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>(市民税の申告等)</p> <p>第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）</p> <p>、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生</p>

旧	新
<p>控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項第2号及び第3号並びに第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の3の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第12条第3項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日</p>	<p>控除額、配偶者特別控除額（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号並びに第27条の3第1項第2号及び第3号並びに第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の3の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第12条第3項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日</p>

新	旧
<p>の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第27条の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の</p>	<p>の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所</p>

新	旧
<p>際)に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</p> <p>(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)を支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるもの)に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第41条の2に規定する退職手当等)に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)を支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満</p>	<p>得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)を支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるもの)に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第41条の2に規定する退職手当等)に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。</p> <p>(1) 又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は法第314条の2第1項第11号の控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)を支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p>

新	旧
<p>たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合はその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) その他施行規則で定める事項</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限る、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限る、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>

新	旧
<p>4 略</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第51条 同一の者について1区内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合には、固定資産税を課さない。</p> <p>付 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条の3 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この条において同じ。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一</p>	<p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第51条 同一の者について1区内におけるその者の所有に係る土地、家屋または償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>付 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条の3 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この条において同じ。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替</p>

新	旧
<p> 一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第9項第3号に規定する要指導医薬品、同項第4号に規定する一般用医薬品及び同法第2条第17項第3号に掲げる医薬品をいう。以下この条において同じ。）及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の1第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合（同項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払った場合に限る。）において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として令附則第4条の7第2項に規定する取組を行っているときににおける第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項（第2号を除く。）と、「まで」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。））」として、同条の規定を適用することができる。 </p> <p> （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） </p> <p> 第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第 </p>	<p> 性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいう。以下この条において同じ。）及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の1第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として令附則第4条の7第2項に規定する取組を行っているときににおける第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項（第2号を除く。）と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。））」として、同条の規定を適用することができる。 </p> <p> （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） </p> <p> 第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第 </p>

旧	新
<p>項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第22条の3の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第3項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第17条の3第1項、付則第17条の4第1項、付則第21条第1項、付則第22条第1項、付則第23条第1項若しくは第3項又は付則第24条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第22条の3第3項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第7条の5 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税について</p>	<p>5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第22条の3の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第3項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第17条の3第1項、付則第17条の4第1項、付則第21条第1項、付則第22条第1項、付則第23条第1項若しくは第3項又は付則第24条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第22条の3第3項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と15万4,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第7条の5 平成26年度から令和30年度までの各年度分の個人の市民税について</p>

新	旧
<p> <u>の66. 77」と、同表900万円を超え1, 800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56. 67」と、同表1, 800万円を超え4, 000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49. 6」と、同表4, 000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44. 55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49. 6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59. 7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74. 85」とする。</u> </p> <p> <u>第8条 平成28年度から令和30年度までの各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84. 895分の5. 105」と、「80分の10」とあるのは「79. 79分の10. 21」と、「70分の20」とあるのは「69. 58分の20. 42」と、「67分の23」とあるのは「66. 517分の23. 483」と、「57分の33」とあるのは「56. 307分の33. 693」とする。</u> </p> <p> <u>2 令和31年度以後の各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84. 95分の5. 05」と、「80分の10」とあるのは「79. 9分の10. 1」と、「70分の20」とあるのは「69. 8分の20. 2」と、「67分の23」とあるのは「66. 77分の23. 23」と、「57分の33」とあるのは「56. 67分の33. 33」とする。</u> </p> <p style="text-align: right;">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p> 第8条 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84. 895分の5. 105」と、「80分の10」とあるのは「79. 79分の10. 21」と、「70分の20」とあるのは「69. 58分の20. 42」と、「67分の23」とあるのは「66. 517分の23. 483」と、「57分の33」とあるのは「56. 307分の33. 693」とする。 </p> <p style="text-align: right;">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>

新	旧
<p>第9条の2 略</p> <p>2～9 略</p>	<p>第9条の2 略</p> <p>2～9 略</p>
<p>10 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>10 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>11 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。</p>	<p>11 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。</p>
<p>12 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>12 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>
<p>13 法附則第15条第24項第4号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>	<p>13 法附則第15条第24項第4号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>
<p>14～21 略</p>	<p>14～21 略</p>
<p>22 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。</p> <p>—</p> <p>(グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業及び貸付対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除)</p> <p>第15条の5 指定法人が平成24年4月1日から当該法人に係る総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)第17条第5項に規定する指定の有効期間(当該期間の変更があった場合には当該変更後の期間)の満了の日又は令和10年3月31日のいずれか早い日までの期間内に取得した指定対象事業の用に供する家屋及び構築物(グリーンアジア国際戦略総合特区内に所在するもので、かつ、一の家屋及び構築物の取得価額が1億円以上のものに限る。次項において同じ。)</p>	<p>(グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業及び貸付対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除)</p> <p>第15条の5 指定法人が平成24年4月1日から当該法人に係る総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)第17条第5項に規定する指定の有効期間(当該期間の変更があった場合には当該変更後の期間)の満了の日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までの期間内に取得した指定対象事業の用に供する家屋及び構築物(グリーンアジア国際戦略総合特区内に所在するもので、かつ、一の家屋及び構築物の取得価額が1億円以上のものに限る。次項において同じ。)</p>

新	旧
<p>）並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p> <p>2 貸付対象事業を行う事業者が平成24年4月1日から令和10年3月31日までの期間内に取得した当該貸付対象事業の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p> <p>3 略</p> <p>(地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の課税免除)</p> <p>第15条の7 平成27年10月8日から令和13年3月31日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者（次項において「認定事業者」という。）が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するもの（付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。）に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p>	<p>並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p> <p>2 貸付対象事業を行う事業者が平成24年4月1日から令和8年3月31日までの期間内に取得した当該貸付対象事業の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p> <p>3 略</p> <p>(地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の課税免除)</p> <p>第15条の7 平成27年10月8日から令和11年3月31日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者（次項において「認定事業者」という。）が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するもの（付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。）に対して課する固定資産税の税率は、第42条第1項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課</p>

新	旧
<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡を</p>	<p>さない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をい</p>

新	旧
<p>いう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、<u>所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)</p> <p>第23条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)、同条第5項第4号に規定する非課税累積投資契約</p>	<p>う。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)</p> <p>第23条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)、同項第4号に規定する非課税累積投資契約(次項</p>

新	旧
<p>の条において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の1第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者の払出しについては、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の10第2項に規定する株式等を取得したものと、同法第37条の14第4項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等と同一銘柄の同法第37条の10第2項に規定する株式等を取得したものと、同法第37条の10第2項に規定する株式等を取得したものと、同法第37条の14第4項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等と同一銘柄の同法第37条の10第2項に規定する株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び付則第23条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p> <p>3 <u>非課税口座及び租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座</u> (以下この項において「特定課税未成年者口座」という。)を開設する市民税の所得割の納税義務者の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第6項に規定する契約不履行等事由 (以下この項において「契約不履行等事由」という。)が生じた場合には、次に定めるところにより、市民税に関する規定を適用する。この場合には、令附則第18条の6の</p>	<p>し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の10第2項に規定する株式等を取得したものと、同法第37条の14第4項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等と同一銘柄の同法第37条の10第2項に規定する株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び付則第23条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p>

新	旧
<p>2第4項で定めるところにより、第1号から第3号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</p> <p>(1) <u>当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に生じた非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。</u></p> <p>(2) <u>当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該市民税の所得割の納税義務者への返還（租税特別措置法施行令第25条の13第31項で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第4号において同じ。）があった非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があった時における払出し時の金額に</u> <u>より特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。</u></p> <p>(3) <u>契約不履行等事由の基因となった非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額によ</u></p>	

新	旧
<p>り特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。</p> <p>(4) 第2号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもって当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。</p> <p>(5) 第3号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ（2）に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。</p> <p>4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によって算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。</p>	

議案第72号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 北九州市立あいおい中学校を新設する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の学校教育関係の表の中学校の項中

「

〃 浅 川 〃	〃 八幡西区浅川学園台二丁目4番1号
---------	--------------------

を
」

「

〃 あいおい 〃	〃 八幡西区相生町20番1号
〃 浅 川 〃	〃 〃 浅川学園台二丁目4番1号

に
」

改める。

別表第2の社会教育関係の表の視聴覚センターの項中「北九州市八幡西区相生町20番1号」を「北九州市小倉北区城内4番1号」に改める。

付 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、別表第2の社会教育関係の表の視聴覚センターの項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

新		旧	
別表第1 (第3条関係) 学校教育関係		別表第1 (第3条関係) 学校教育関係	
施設の 種類	名称	名称	位置
略		略	
中学校	略	中学校	略
	" あいおい "	" 浅川 "	" 八幡西区浅川学園台二丁目4番1号
	" 浅川 "	" 浅川 "	" 浅川学園台二丁目4番1号
略		略	
別表第2 (第3条関係) 社会教育関係		別表第2 (第3条関係) 社会教育関係	
施設の 種類	目的又 は事業	名称	位置
略		略	
視聴覚センター	略	略	北九州市八幡西区相生町20番1号
略		略	

議案第73号

若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約の一部変更
について

令和7年2月北九州市議会定例会において議決を経た若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約（令和7年12月北九州市議会定例会において一部変更）の一部を次のとおり変更する。

令和8年6月4日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約について、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

5億2,494万2,000円

変更契約金額

5億5,685万1,900円

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第74号

市道路線の認定、変更及び廃止について
次のとおり市道路線の認定、変更及び廃止をする。

令和8年6月4日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止の必要がある
ので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出する。

記

路線認定調書

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長 (m)
3423	寿山町13号線	小倉北区寿山町	小倉北区寿山町	37
6436	長行西69号線	小倉南区長行西一丁目	小倉南区長行西一丁目	29
6437	葛原東68号線	小倉南区葛原東二丁目	小倉南区葛原東二丁目	25
6438	葛原元町41号線	小倉南区葛原元町二丁目	小倉南区葛原元町二丁目	30
6439	津田72号線	小倉南区津田一丁目	小倉南区津田一丁目	410
6440	津田長野本町1号線	小倉南区津田一丁目	小倉南区長野本町三丁目	173
6441	長野本町45号線	小倉南区長野本町二丁目	小倉南区長野本町二丁目	56
6442	長野本町46号線	小倉南区長野本町二丁目	小倉南区長野本町三丁目	867
6443	長野本町47号線	小倉南区長野本町二丁目	小倉南区長野本町二丁目	228
6444	長野本町48号線	小倉南区長野本町二丁目	小倉南区長野本町三丁目	102
6445	長野本町49号線	小倉南区長野本町三丁目	小倉南区長野本町三丁目	353
6446	長野本町50号線	小倉南区長野本町三丁目	小倉南区長野本町三丁目	139
6447	長野本町51号線	小倉南区長野本町三丁目	小倉南区長野本町三丁目	69
6448	長野本町52号線	小倉南区長野本町三丁目	小倉南区長野本町三丁目	129
6449	長野本町53号線	小倉南区長野本町四丁目	小倉南区長野本町四丁目	137
6450	長野本町津田1号線	小倉南区長野本町二丁目	小倉南区津田一丁目	172
6451	長野本町津田2号線	小倉南区長野本町二丁目	小倉南区津田一丁目	305
6452	長野本町津田3号線	小倉南区長野本町二丁目	小倉南区津田一丁目	140
6453	長野本町津田4号線	小倉南区長野本町三丁目	小倉南区津田一丁目	248
3911	向洋町17号線	若松区向洋町	若松区向洋町	453
3912	向洋町18号線	若松区向洋町	若松区向洋町	145
3913	向洋町19号線	若松区向洋町	若松区向洋町	482
3914	向洋町20号線	若松区向洋町	若松区向洋町	272
7161	木屋瀬東1号線	八幡西区木屋瀬東一丁目	八幡西区木屋瀬東一丁目	42
7162	木屋瀬東2号線	八幡西区木屋瀬東二丁目	八幡西区木屋瀬東二丁目	58
7163	下上津役元町17号線	八幡西区下上津役元町	八幡西区下上津役元町	95
7164	鳴水町13号線	八幡西区鳴水町	八幡西区鳴水町	143

路線変更調書

整理 番号	路線名	新旧 別	起 点	終 点	延長 (m)	増減 (m)
3550	沼本町31号線	新	小倉南区沼本町四丁目	小倉南区沼本町四丁目	86	△ 187
		旧	小倉南区沼本町三丁目	小倉南区沼本町四丁目	273	
5896	蜷田若園39号線	新	小倉南区蜷田若園二丁目	小倉南区蜷田若園二丁目	122	9
		旧	小倉南区蜷田若園二丁目	小倉南区蜷田若園二丁目	113	
3008	小嶺25号線	新	八幡西区小嶺三丁目	八幡西区小嶺三丁目	248	13
		旧	八幡西区小嶺三丁目	八幡西区小嶺三丁目	235	

路線廃止調書

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)
6058	沼本町82号線	小倉南区沼本町四丁目	小倉南区沼本町四丁目	86

参 考

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 略

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

（路線の廃止又は変更）

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。